

平成 28 年度の放課後 児童会の入会について

こちらの表紙に関しては、「浜松市の学童保育を考える会」にて作成いたしました。内容文書に関しては浜松市教育委員会教育総部より配布されたものになります。

浜松市教育委員会
教育総務課

平成27年10月30日

放課後児童会に入会を希望する児童の保護者様

浜松市教育委員会
教育総務課

平成28年度の放課後児童会の入会について

浜松市放課後児童健全育成事業実施要綱第7条に規定する「入会選考」について、平成28年度の放課後児童会入会申込より以下により取り扱いますので、ご案内します。

1 入会資格

原則として次の全てを満たすことが必要です。

- (1) 労働、就学、介護、看護、障害、疾病、入院、災害などの理由により、昼間*保護者が家にいない、または、当該児童への対応ができない状況にあること。
※通常の授業が行われる日において、1・2年生は午後2時を過ぎる、それ以上の学年は午後3時を過ぎる時間まで労働等が行われていることが必要です。
- (2) 放課後児童会運営規程の入会要件に定められた小学校へ就学又は就学予定であること。
- (3) 放課後児童会の運営について説明を受け、誓約書の内容を承諾したうえで提出すること。

2 入会選考

- (1) 入会資格があり入会申込を行った人数が、定められた定員を上回る場合、別に定める「浜松市放課後児童会選考基準」に基づき運営主体が入会選考を行います。
- (2) 父母で就労時間等が異なる場合は、低い基準点を適用します。
- (3) 入会選考の際、運営主体における確認が困難な場合に限り、確認依頼に基づき浜松市が調査及び確認を行います。

3 その他

- (1) 入会申込に関わる提出書類の記載内容に、明らかに虚偽の内容が確認された時は、入会をお断りする場合があります。
- (2) 入会申込に関わる書類について、定められた期日に提出が確認できない時は、選考に含めることができない場合があります。
- (3) この用紙に記載する「入会資格」「入会選考」「その他」及び「浜松市放課後児童会選考基準」は平成28年度に入会を希望する申込から適用します。

浜松市放課後児童会選考基準

基礎点①【当該児童】

区分	細目	基礎点
学年	1年	25
	2年	20
	3年	15
	4年	10
	5年	5
	6年	0

基礎点②【保護者】

区分	細目	基礎点
住所地 ^{※1} 外就労 ^{※2}	就労時間が月150時間以上	10
	就労時間が月120時間以上	9
	就労時間が月100時間以上	8
	就労時間が月80時間以上	6
	就労時間が月64時間以上	5
	就労時間が月64時間以上	4
住所地内就労 ^{※3}	就労時間が月150時間以上	3
	就労時間が月120時間以上	2
	就労時間が月100時間以上	1
	就労時間が月80時間以上	0
	就労時間が月64時間以上	0
障害・疾病・入院	保護者自身の障害者手帳等 ^{※4} の所持・診断書	5
介護・看護等	保護者が病気や障害のある家族を常時介護又は看護	4
就学	職業訓練学校、専門学校、大学等への就学	8
その他	不慮の事故や災害、DV被害など運営主体が必要と判断したとき	※5

※1…自宅と同住所又はこれに隣接した場所。

※2…住所地以外で就労している場合。

※3…住所地内で就労している場合。ただし、事務所等が住所地内であっても、業務内容が住所地外の労働を常態としている場合は、「住所地外就労」とする。また、農林水産業に就労している場合も同様とする。

※4…身体1～3級、精神1～3級、療育手帳A・B、要介護2～5を対象とする。

※5…必要と判断される場合、運営主体は事前に市への確認又は協議後、状況に応じた決定を行う。

加算点

区分	細目	加算点
児童が障害者手帳を所持、または発達支援学級に通級	1・2年	5
	3・4年	4
	5・6年	1
ひとり親世帯	(単独世帯)	5
	(単独世帯以外)	3
単身赴任	国外に単身赴任している場合	4
	国内に単身赴任している場合	3
祖父母	同居等 ^{※6} の祖父母がいない。若しくは同居等の祖父母自身が病気、要介護等の状況により放課後における当該児童への対応ができない場合	6 (3) ^{※7}
	同居等 ^{※6} の祖父母が、就労(月64時間以上)の理由により放課後における当該児童への対応ができない場合	5 (2) ^{※7}
	同居等の祖父母が、65歳以上(該当年度の初日の前日時点)である場合	2 (1) ^{※7}
	同居等の祖父母が65歳未満であり、放課後における当該児童への対応ができる場合	0
育児休業後の復職	放課後児童会に在籍した児童が、保護者の育児休業に伴い退会した後、年度途中に保護者の復職により利用を希望する場合	10

※6…同居又は同一地番(二世帯住宅含む)に居住

※7…ただし、同一小学校区内^{※8}に、放課後における当該児童への対応ができる65歳未満(該当年度の初日の前日時点)の祖父母がいる場合はそれぞれ下段の加算点を適用する。

※8…当該児童が在籍する小学校区とする。ただし、小学校の統廃合等により学区が広域となる場合は、「同一小学校区内」を「小学校を中心に半径4km以内」と読み替える。

その他

区分	細目	加算点
全て	入会申し込みに関する書類に記載された内容が、明らかに虚偽の内容であると確認された場合。	▲25

(基礎点①) + (基礎点②) + (加算点) + (その他) による合計点数の高い児童から選考する。

※ 同点の場合は、基礎点① > 基礎点② > 加算点の順に順位をつける。